

仕様書 (案)

1. 件名

東京電力株式会社の経営・財務等に係る調査（事業にかかるデュー・デリジェンス）

2. 調査目的

本年5月10日付で東京電力から政府に対して支援の要請があり、これに対して、厳正な資産評価、徹底した経費の見直し等を行うため、政府が設ける第三者委員会の経営財務の実態の調査に応じることを確認した。これを踏まえ、「東京電力に関する経営・財務調査委員会」（以下、「委員会」という。）を設けることとし、さらにその下に「東京電力経営・財務調査タスクフォース事務局」（以下、「事務局」という。）を設置し、事務局においてデュー・デリジェンス（以下、「DD」という。）調査を行うこととなった。

本調査は、東京電力の厳正な資産評価と徹底した経費の見直しを行うために事業に関するDDを行うものであり、本年9月に委員会としてとりまとめる予定の報告書の基礎となる調査を行うことを目的とするものである。

3. 作業内容

本調査においては、上記目的の下、東京電力の経営・財務の実態を把握するために、事業にかかる観点から、事務局の指示に従い、以下の事項及びその他本調査の目的を達成するために必要となる事項について調査することとする。

<調査検討項目>

(1) 損益構造分析

- ・電力事業外部環境分析、内部環境分析
- ・需要種別（特別高圧、高圧、低圧、電灯）、発電施設別、電源種別発電原価分析（予測を含む）
- ・正常収益力分析
- ・需要種別（特別高圧、高圧、低圧、電灯）発電施設別、電源種別収支
- ・送配電収支
- ・その他セグメント別損益分析
- ・電力料金の価格決定メカニズムと価格算定プロセスの検証

(2) コスト構造分析

- ・調達価格・購買プロセスの妥当性・合理性の検討
- ・内部・外部取引の効率化による影響・効果の測定
- ・人件費、販管費のコスト構造分析
- ・その他セグメント別損益分析

(3) 事故影響分析

- ・供給能力分析、他電力会社からの受電、余剰電力購入の検討
- ・安全性要求の変化が及ぼす影響の分析
- ・計画停電の影響分析

- ・他国における事例の調査分析
- (4) 中期業績予測・事業計画に係る調査
 - ・会社事業計画の検証
 - ・経営の組織体制上の課題の有無等に関する調査
 - ・その他事業計画における各種前提条件に関する調査
 - ・戦略オプションの検討
- (5) 投資計画
 - ・今後の設備・投資計画の妥当性
 - ・電力安定供給、安全性の維持・確保に必要な投資の検証
- (6) リストラクチャリング施策の立案・定量化
 - ・適正規模の調査
 - ・リストラクチャリングの方針、手法（時期、規模等）と影響・効果の検証
 - ・追加・代替施策の立案・妥当性
- (7) 業績予測・事業計画に関連する電気事業法等諸制度の分析
 - ・需給予測分析
 - ・電気事業制度改革及び供給体制の変化が及ぼす影響の検討
 - ・スマートグリッド及びスマートメーターの今後の動向とその影響に関する検討
- (8) 継続・非継続事業の峻別
 - ・本体事業にかかる継続・非継続事業（設備又は施設を含む）の峻別
 - ・関係会社（コア、ノンコア）にかかる峻別とそれによる影響・効果（実質支配先を含む）の検証
 - ・関係会社（ノンコア）についての対応方針の確認
- (9) 関係子会社（コア）についての調査
 - ・損益構造分析
 - ・コスト構造分析
 - ・中期業績予測・事業計画に係る調査
 - ・投資計画
 - ・リストラクチャリング施策について
- (10) 資産処分状況の確認等
 - ・売却対象資産及び継続保有資産の区分の検証
 - ・売却対象資産の処分方法、継続保有資産の活用方法の検証

4. 調査検討方法

東京電力が提供する資料や情報の他、必要に応じて調査項目にかかる公表資料や東京電力の役職員及び有識者からのヒアリング等を活用し調査検討を行うこととする。

また、別途同時に実施される予定の財務・税務 DD や法務 DD の実施者と関連する調査項目について協働することとし、その成果を相互に利用することとする。

調査の遂行に当たっては事務局の指示に従うこととする。特に、国の政策や制度に係る分析については、事務局と密に連絡をとり、その指示に従うこととする。

5. 定例ミーティング等ならびに中間及び最終報告会の実施

事務局により開催される定例ミーティング等に参加し、予実管理等を用い進捗や問題事項等について報告を行い、その報告や議論に用いる資料を作成のうえ提出する。また、調査・検討した結果を報告書として取りまとめ、事務局への中間報告会及び最終報告会において、それぞれ提出し、了解を得るものとする。

6. 成果物の作成

- ① 調査報告書（製本版）は A4 版 300 ページ以上、中間報告書は A4 版 100 ページ以上とすること。

冒頭に「調査の概要」として、調査内容や成果等について 10 ページ程度の要約を作成すること。

報告内容は、調査・検討結果について、体系的に整理・分析し、図表・イメージ図等を用いて分かり易いものとするよう努めること。

- ② 調査報告書（電子媒体）は、事務局が指示する記録媒体により、Word、Excel、PowerPoint 等の元データ及び調査報告書（製本版）と同構成の PDF 形式にて作成すること。また、元データファイルについては、報告書（製本版）の構成に則した分かり易いものとする。

- ③ 成果物（案）ができた段階で、速やかに事務局と検討・調整を行うこと。

7. 契約期間

契約日～平成 23 年 9 月 12 日（月）

8. 作業スケジュール（案）

平成 23 年 7 月中旬	調査・検討開始
8 月上旬	中間報告会・中間報告書の提出
8 月下旬	最終報告会・最終報告書案の提出
9 月中旬	成果物の提出

なお、成果物提出後においても、本 DD 調査に基づいて作成される委員会報告書作業に対して必要な資料の提供等、協力することとする。

9. 成果物

- (1) 中間報告会用調査報告書（簡易製本版）：30 部
- (2) 最終報告会用調査報告書（製本版）：30 部
- (3) 調査報告書（CD-R）：2 部
- (4) データ（収集した内外関係資料の要旨、統計データ、グラフ等）（CD-R）：2 部

10. 納品期限

上記成果物（1）：別途内閣官房の指定する日

（2）～（4）：9 月 12 日（月）

11. 監督職員

内閣官房東京電力経営・財務調査タスクフォース事務局 次長 大西 正一郎

12. 検査職員

内閣官房東京電力経営・財務調査タスクフォース事務局 局長 西山 圭太

13. 著作権等

- (1) 本調査の遂行により生じた著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に定められた権利を含む）は、すべて内閣官房に帰属するものとする。
- (2) 第三者が権利を有する著作物（写真等）を使用する場合には、著作権、肖像権等に厳重な注意を払い、当該著作物の使用に関して費用の負担を含む一切の手続きを受注者において行うものとする。
- (3) 本仕様書に基づく業務に関し、第三者との間で著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合には、当該紛争等の原因が専ら内閣官房の責めに帰す場合を除き、受注者は自らの責任と負担において一切の処理を行うものとする。

14. その他

- (1) 以下の条件に該当する法人は、本調査の受注者候補から除外する。
 - ・東京電力の会計監査人である監査法人の系列先（又は提携先）である法人
 - ・東京電力と現時点で継続的にコンサルティング契約を締結している法人
 - ・東京電力との間で、本調査に関連する対応（原発問題を契機とした経営危機への対応等）に関して、包括的な相談を受けている法人
- (2) 上記調査に係る一切の経費を受注者において負担する。
- (3) 本業務の実施にあたっては、監督職員及び監督職員の指定する者の指示に従うこと。
- (4) 本業務の結果データ等については、本調査の目的以外には使用しないこと。また、本業務の結果データ等の使用・保存・処分等にあたっては、内閣官房が提示する所定の書式による守秘義務に関する誓約書を差し入れた上で、秘密の保持に十分配慮するとともに、内閣官房の指示に従うこと。
- (5) 実施にあたっては、仕様書及び技術提案書に記載されている内容に遵守し、変更する場合は内閣官房の確認を得ること。
- (6) 調査の実施にあたり、仕様内容の大幅な変更が生じた場合は、事務局及び受注者は協議の上、契約変更を行うものとする。
- (7) 調査終了後に、業務の取組状況及び提出された成果報告書について、内閣官房にて評価を行うこととする。

15. 仕様書に関する問い合わせ先

内閣官房東京電力経営・財務調査タスクフォース事務局 角田（つのだ）、佐々木
電話：03-5545-8905

仕様書

1. 件名

東京電力株式会社の経営・財務等に係る調査（法務にかかるデュー・デリジェンス）

2. 調査目的

本年5月10日付で東京電力から政府に対して支援の要請があり、これに対して、厳正な資産評価、徹底した経費の見直し等を行うため、政府が設ける第三者委員会の経営財務の実態の調査に応じることを確認した。これを踏まえ、「東京電力に関する経営・財務調査委員会」（以下、「委員会」という。）を設けることとし、さらにその下に「東京電力経営・財務調査タスクフォース事務局」（以下、「事務局」という。）を設置し、事務局においてデュー・デリジェンス（以下、「DD」という。）調査を行うこととなった。

本調査は、東京電力の厳正な資産評価と徹底した経費の見直しを行うために法務に関するDDを行うものであり、本年9月に委員会としてとりまとめる予定の報告書の基礎となる調査を行うことを目的とするものである。

3. 作業内容

本調査においては、上記目的の下に、東京電力の経営・財務の実態を把握するために、法務にかかる観点から、事務局の指示に従い、以下の事項及びその他本調査の目的を達成するために必要となる事項について調査することとする。

<調査検討項目>

（1）金融機関取引、金融債務等の確認

- ・金銭消費貸借契約、保証契約、社債契約、担保設定契約、特別法による優先権
- ・コベナント・クロスデフォルト条項
- ・過去1年間の金融機関による支援の内容

（2）重要取引契約の確認

- ・調達・購買にかかる契約
- ・発電事業者との契約
- ・電気供給約款その他の約款
- ・電力小売にかかる契約
- ・知的財産権及びライセンス契約
- ・業務委託契約
- ・電力小売事業者との契約（託送契約等）
- ・その他重要な契約（不動産に係る契約、グループ会社に係る契約、等）

（3）損害賠償額の試算の確認

- ・原子力損害賠償紛争審査会による指針及び試算の確認
- ・東京電力が試算している損害額の確認
- ・関係法令及び制度の調査

（4）簿外債務の確認及び潜在リスクの有無の確認

- ・係属中の訴訟
- ・潜在的紛争
- ・過去に受けた公的機関からの調査、指導、処分等

(5) 経営合理化に向けた課題

- ・人事労務関係（就業規則及び労働協約等を含む現状の人事制度）の確認
- ・年金問題にかかる検討
- ・経営責任の明確化のための方策の検討
- ・金融機関等に対する協力の要請その他の方策の検討

4. 調査検討方法

東京電力が提供する資料や情報の他、必要に応じて調査項目にかかる公表資料や東京電力の役職員及び有識者からのヒアリング等を活用し調査検討を行うこととする。

また、別途同時に実施される予定の事業 DD や財務・税務 DD の実施者と関連する調査項目について協働することとし、その成果を相互に利用することとする。

調査の遂行に当たっては事務局の指示に従うこととする。特に、国の政策や制度に係る分析については、事務局と密に連絡をとり、その指示に従うこととする。

5. 定例ミーティング等ならびに中間及び最終報告会の実施

事務局により開催される定例ミーティング等に参加し、予実管理等を用い進捗や問題事項等について報告を行い、その報告や議論に用いる資料を作成のうえ提出する。また、調査・検討した結果を報告書として取りまとめ、事務局への中間報告会及び最終報告会において、それぞれ提出し、了解を得るものとする。

6. 成果物の作成

- ① 調査報告書（製本版）は A4 版 300 ページ以上、中間報告書は A4 版 100 ページ以上とすること。

冒頭に「調査の概要」として、調査内容や成果等について 10 ページ程度の要約を作成すること。

報告内容は、調査・検討結果について、体系的に整理・分析し、図表・イメージ図等を用いて分かり易いものとするよう努めること。

- ② 調査報告書（電子媒体）は、事務局が指示する記録媒体により、Word、Excel、PowerPoint 等の元データ及び調査報告書（製本版）と同構成の PDF 形式にて作成すること。また、元データファイルについては、報告書（製本版）の構成に則した分かり易いものとする。

- ③ 成果物（案）ができた段階で、速やかに事務局と検討・調整を行うこと。

7. 契約期間

契約日～平成 23 年 9 月 12 日（月）

8. 作業スケジュール（案）

平成 23 年 7 月中旬	調査・検討開始
8 月上旬	中間報告会・中間報告書の提出
8 月下旬	最終報告会・最終報告書案の提出
9 月中旬	成果物の提出

なお、成果物提出後においても、本 DD 調査に基づいて作成される委員会報告書作業に対して必要な資料の提供等、協力することとする。

9. 成果物

- (1) 中間報告会用調査報告書（簡易製本版）：30 部
- (2) 最終報告会用調査報告書（製本版）：30 部
- (3) 調査報告書（CD-R）：2 部
- (4) データ（収集した内外関係資料の要旨、統計データ、グラフ等）（CD-R）：2 部

10. 納品期限

上記成果物（1）：別途内閣官房の指定する日

（2）～（4）：9 月 12 日（月）

11. 監督職員

内閣官房東京電力経営・財務調査タスクフォース事務局 次長 大西 正一郎

12. 検査職員

内閣官房東京電力経営・財務調査タスクフォース事務局 局長 西山 圭太

13. 著作権等

- (1) 本調査の遂行により生じた著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に定められた権利を含む）は、すべて内閣官房に帰属するものとする。
- (2) 第三者が権利を有する著作物（写真等）を使用する場合には、著作権、肖像権等に厳重な注意を払い、当該著作物の使用に関して費用の負担を含む一切の手続きを受注者において行うものとする。
- (3) 本仕様書に基づく業務に関し、第三者との間で著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合には、当該紛争等の原因が専ら内閣官房の責めに帰す場合を除き、受注者は自らの責任と負担において一切の処理を行うものとする。

14. その他

- (1) 以下の条件に該当する者は、本調査の受注者候補から除外する。
 - ・東京電力と現時点で継続的に顧問契約を締結している者
 - ・東京電力との間で、本調査に関連する対応（原発問題を契機とした経営危機への対応等）に関して、包括的な相談を受けている者
- (2) 上記調査に係る一切の経費を受注者において負担する。

- (3) 本業務の実施にあたっては、監督職員及び監督職員の指定する者の指示に従うこと。
- (4) 本業務の結果データ等については、本調査の目的以外には使用しないこと。また、本業務の結果データ等の使用・保存・処分等にあたっては、内閣官房が提示する所定の書式による守秘義務に関する誓約書を差し入れた上で、秘密の保持に十分配慮するとともに、内閣官房の指示に従うこと。
- (5) 実施にあたっては、仕様書及び技術提案書に記載されている内容に遵守し、変更する場合は内閣官房の確認を得ること。
- (6) 調査の実施にあたり、仕様内容の大幅な変更が生じた場合は、内閣官房及び受注者は協議の上、契約変更を行うものとする。
- (7) 調査終了後に、業務の取組状況及び提出された成果報告書について、事務局にて評価を行うこととする。

15. 仕様書に関する問い合わせ先

内閣官房東京電力経営・財務調査タスクフォース事務局 角田（つのだ）、佐々木
電話：03-5545-8905

仕様書

1. 件名

東京電力株式会社の経営・財務等に係る調査（財務・税務にかかるデュー・デリジェンス）

2. 調査目的

本年5月10日付で東京電力から政府に対して支援の要請があり、これに対して、厳正な資産評価、徹底した経費の見直し等を行うため、政府が設ける第三者委員会の経営財務の実態の調査に応じることを確認した。これを踏まえ、「東京電力に関する経営・財務調査委員会」（以下、「委員会」という。）を設けることとし、さらにその下に「東京電力経営・財務調査タスクフォース事務局」（以下、「事務局」という。）を設置し、事務局においてデュー・デリジェンス（以下、「DD」という。）調査を行うこととなった。

本調査は、東京電力の厳正な資産評価と徹底した経費の見直しを行うために財務・税務に関する DD を行うものであり、本年9月に委員会としてとりまとめる予定の報告書の基礎となる調査を行うことを目的とするものである。

3. 作業内容

本調査においては、上記目的の下、東京電力の経営・財務の実態を把握するために、財務・税務にかかる観点から、事務局の指示に従い、以下の事項及びその他本調査の目的を達成するために必要となる事項について調査することとする。

<調査検討項目>

（1）過去財務諸表分析及び実態貸借対照表作成

- ・過年度財務諸表の分析（直近決算期を含み過去5会計年度分）ならびに正常収益力分析
- ・評価基準の設定（会計基準のみならず、エコノミック・アプローチによる損害予測や東京電力の営む事業に係る各種法令規制を含む法的論点の整理を踏まえた評価基準の設定）
- ・不動産鑑定（鑑定対象物件の選別と鑑定方針の検討、現地実査、鑑定価額算出）
- ・所有資産の利用目的ならびに電力事業との関連性の調査（安定供給上の必要性を含む）
- ・含み損益、簿外資産債務、偶発債務の調査分析（簿価の時価への修正、リース資産負債、デリバティブ取引、年金制度ならびに退職給付債務の調査分析を含む）
- ・金融機関取引、金融債務の確認
- ・福島第1原子力発電所等の廃炉に伴う処理コストの試算の確認及び検討
- ・修正後（実態）貸借対照表の作成
- ・税務リスクの調査分析（直近財務調査以降もしくは、直近決算期を含み過去5会計年度分）
- ・東京電力が過去作成した、または現在作成している事業計画の確認（タックスプラ

ンニングの確認を含む)

(2) 資金繰り精査

- ・営業収支、投融資収支、財務収支の状況調査と分析
- ・海外を含む関連会社等との資金取引（親子ローンなど）
- ・損害賠償仮払金の支払い状況と将来予測
- ・短期的資産処分の検討状況確認
- ・資金不足時の資金捻出施策や資金調達方法に関する検討
- ・以上に基づく、東京電力策定の資金繰り計画の検証ならびに将来予測（日繰り表、月次資金繰り表、年間資金繰り計画表などの作成を含む）

(3) 将来財務諸表モデリング

- ・将来財務諸表のシミュレーション・モデルの作成
- ・シミュレーション分析に基づく、東京電力の事業計画における資金計画の合理性確認
- ・複数のシナリオ、前提条件に基づく将来財務諸表の作成と分析（含むタックスプランニング）
- ・実態貸借対照表作成業務に基づく、将来財務諸表への特別損失等の反映

(4) 資本政策の調査分析

- ・分配可能額の確認
- ・欠損金の確認
- ・企業価値評価と出資の経済合理性の検討
- ・回収可能性の検討
- ・種類株式の発行条件の確認

4. 調査検討方法

東京電力が提供する資料や情報の他、必要に応じて調査項目にかかる公表資料や東京電力の役職員及び有識者からのヒアリング等を活用し調査検討を行うこととする。

また、別途同時に実施される予定の事業 DD や法務 DD の実施者と関連する調査項目について協働することとし、その成果を相互に利用することとする。

調査の遂行に当たっては事務局の指示に従うこととする。特に、国の政策や制度に係る分析については、事務局と密に連絡をとり、その指示に従うこととする。

5. 定例ミーティング等ならびに中間及び最終報告会の実施

事務局により開催される定例ミーティング等に参加し、予実管理等を用い進捗や問題事項等について報告を行い、その報告や議論に用いる資料を作成のうえ提出する。また、調査・検討した結果を報告書として取りまとめ、事務局への中間報告会及び最終報告会において、それぞれ提出し、了解を得るものとする。

6. 成果物の作成

- ① 調査報告書（製本版）は A4 版 300 ページ以上、中間報告書は A4 版 100 ページ以上とすること。

冒頭に「調査の概要」として、調査内容や成果等について 10 ページ程度の要約を作成すること。

報告内容は、調査・検討結果について、体系的に整理・分析し、図表・イメージ図等を用いて分かり易いものとするよう努めること。

- ② 調査報告書（電子媒体）は、事務局が指示する記録媒体により、Word、Excel、PowerPoint 等の元データ及び調査報告書（製本版）と同構成の PDF 形式にて作成すること。また、元データファイルについては、報告書（製本版）の構成に則した分かり易いものとする。
- ③ 成果物（案）ができた段階で、速やかに事務局と検討・調整を行うこと。

7. 契約期間

契約日～平成 23 年 9 月 12 日（月）

8. 作業スケジュール（案）

平成 23 年 7 月中旬	調査・検討開始
8 月上旬	中間報告会・中間報告書の提出
8 月下旬	最終報告会・最終報告書案の提出
9 月中旬	成果物の提出

なお、成果物提出後においても、本 DD 調査に基づいて作成される委員会報告書作業に対して必要な資料の提供等、協力することとする。

9. 成果物

- (1) 中間報告会用調査報告書（簡易製本版）：30 部
- (2) 最終報告会用調査報告書（製本版）：30 部
- (3) 調査報告書（CD-R）：2 部
- (4) データ（収集した内外関係資料の要旨、統計データ、グラフ等）（CD-R）：2 部

10. 納品期限

- 上記成果物（1）：別途内閣官房の指定する日
- （2）～（4）：9 月 12 日（月）

11. 監督職員

内閣官房東京電力経営・財務調査タスクフォース事務局 次長 大西 正一郎

12. 検査職員

内閣官房東京電力経営・財務調査タスクフォース事務局 局長 西山 圭太

13. 著作権等

- (1) 本調査の遂行により生じた著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に定められた権利を含む）は、すべて内閣官房に帰属するものとする。

- (2) 第三者が権利を有する著作物（写真等）を使用する場合には、著作権、肖像権等に厳重な注意を払い、当該著作物の使用に関して費用の負担を含む一切の手続きを受注者において行うものとする。
- (3) 本仕様書に基づく業務に関し、第三者との間で著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合には、当該紛争等の原因が専ら内閣官房の責めに帰す場合を除き、受注者は自らの責任と負担において一切の処理を行うものとする。

14. その他

- (1) 以下の条件に該当する法人は、本調査の受注者候補から除外する。
- ・東京電力の会計監査人である監査法人の系列先（又は提携先）である法人
 - ・東京電力と現時点で継続的にコンサルティング契約を締結している法人
 - ・東京電力との間で、本調査に関連する対応（原発問題を契機とした経営危機への対応等）に関して、包括的な相談を受けている法人
- (2) 上記調査に係る一切の経費を受注者において負担する。
- (3) 本業務の実施にあたっては、監督職員及び監督職員の指定する者の指示に従うこと。
- (4) 本業務の結果データ等については、本調査の目的以外には使用しないこと。また、本業務の結果データ等の使用・保存・処分等にあたっては、内閣官房が提示する所定の書式による守秘義務に関する誓約書を差し入れた上で、秘密の保持に十分配慮するとともに、内閣官房の指示に従うこと。
- (5) 実施にあたっては、仕様書及び技術提案書に記載されている内容に遵守し、変更する場合は内閣官房の確認を得ること。
- (6) 調査の実施にあたり、仕様内容の大幅な変更が生じた場合は、内閣官房及び受注者は協議の上、契約変更を行うものとする。
- (7) 調査終了後に、業務の取組状況及び提出された成果報告書について、事務局にて評価を行うこととする。

15. 仕様書に関する問い合わせ先

内閣官房東京電力経営・財務調査タスクフォース事務局 角田（つのだ）、佐々木
電話：03-5545-8905